

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課(北保健福祉センター含む)
指 摘	(福祉政策課) 行政財産目的外使用料及び市有不動産貸付料について、行政財産使用許可書や貸付契約書において納入期限を指定していないことから、相手方に交付する納入通知書の納入期限は交付する日から20日以内とするべきところ、20日以内としていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の行政財産目的外使用料及び市有不動産貸付料の納入通知書の納入期限については、交付の日から20日以内の納付日とするよう所属内に周知した。今後は、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課(北保健福祉センター含む)
指 摘	(福祉政策課) 精算に伴う戻入れについて、相手方に交付する返納通知書の返納期限は、通知書発行の日から10日以内とすべきところ、期限を指定せずに発行しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の精算に伴う戻入金の返納通知書の返納期限については、通知書発行の日から10日以内とするよう所属内に周知した。今後は、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課(北保健福祉センター含む)
指 摘	(福祉政策課) 細入地域遺族会事業補助金について、補助金交付制度の特例として変更交付申請と実績報告の手続き及び変更決定と額の確定の手続きを併合できるのは、当初の事業計画の内容の変更がなくかつ交付決定額を上回らない場合とされているが、当初の交付決定時から事業計画が変更となっているにもかかわらず、手続きを併合していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の補助金交付に係る手続きについて、当初の交付決定時から事業計画が変更となった場合は、変更交付(承認)申請書を提出させ、変更交付決定(承認)通知書を交付した後に、実績報告書の提出により補助金額確定通知書を交付するよう所属内に周知した。今後は、富山市補助金等交付規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監査対象	福祉保健部 福祉政策課(北保健福祉センター含む)
指摘	(福祉政策課) 中部地方更正保護女性の集い事業補助金について、事業実績報告書は事業完了後10日以内に提出すべきところ、10日以内に提出されていなかったなので、改善を図られたい。
措置状況	ご指摘の補助金交付に係る手続きについて、補助事業完了後10日以内に事業実績報告書を提出させるよう所属内に周知した。今後は、富山市補助金等交付規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監査対象	福祉保健部 福祉政策課(北保健福祉センター含む)
指摘	(福祉政策課) 大沢野健康福祉センターの備品(器具棚)について、物品棄焼却処分伺を作成せずに廃棄しており、また、当該備品を備品台帳から払い出していなかったもので、改善を図られたい。
措置状況	ご指摘の大沢野健康福祉センターの備品を物品棄焼却処分伺を作成せずに廃棄していたことについては、令和7年3月31日付で物品棄焼却処分伺を作成した。 また、使用不能等となった備品類を廃棄する際には所定の手続きを行うよう所属内に周知した。今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課(北保健福祉センター含む)
指 摘	(福祉政策課) 補助職印(部長印)について、備品台帳に記載されていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の補助職印(部長印)を備品台帳に記載していなかったことについては、監査後、備品台帳に記載した。今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課(北保健福祉センター含む)
指 摘	(福祉政策課) 重要物品に関する調べについて、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (イ) 急患センターの備品(自動中型高圧蒸気滅菌機)について、棄却しているにもかかわらず記載されていた。
措 置 状 況	ご指摘の急患センターの備品(自動中型高圧蒸気滅菌機)については、令和7年5月に提出した重要物品払出表に記載するとともに、重要物品に関する調べから削除した。今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監査対象	福祉保健部 福祉政策課(北保健福祉センター含む)
指摘	(福祉政策課) 災害応急作業等手当について、事務従事者が申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措置状況	ご指摘の災害応急等作業手当については、令和7年3月に対象職員2名から特殊勤務について報告を受け、令和7年4月に遡及して手当を支給した。今後は、富山市職員の給与等に関する条例及び富山市職員の特殊勤務手当支給規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課(北保健福祉センター含む)
指 摘	(北保健福祉センター) 領収した現金について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の領収した現金の取扱いについては、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込むよう北保健福祉センターに周知した。今後は、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課(北保健福祉センター含む)
指 摘	(北保健福祉センター) 市内出張旅費の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (ア) 勤務地から片道2キロメートル以上の場所に出張した場合、勤務地から用務地にかかる交通費の実費を上限として支給すべきところ、自宅から用務地までに要した交通費の実費を支給したことにより、過大支給となっているものがあった。
措 置 状 況	ご指摘の市内出張旅費の過大支給については、支給対象経路を修正するとともに、令和7年3月に対象職員に対して過大支給分の返納通知を行い、令和7年3月に返納を行った。今後は、富山市旅費支給条例施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課(北保健福祉センター含む)
指 摘	(北保健福祉センター) 市内出張旅費の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (イ) 出張が中止になったにもかかわらず、旅費が支給されているものがあつた。
措 置 状 況	ご指摘の市内出張旅費の支給誤りについては、令和7年3月に対象職員に対して返納通知を行い、令和7年3月に返納を行った。今後は、富山市旅費支給条例施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 生活支援課
指 摘	歳入を徴収しようとするときは、当該歳入について適正と認める場合には直ちに調定をし、調定書を作成しなければならないとされているが、生活保護法第63条による返還金及び第78条による徴収金について、返還（徴収）決定の決裁後、直ちに歳入調定されていないものが複数見受けられ、債権管理が適切に行われていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	課員に対しては、費用返還（徴収）の必要が生じた場合、債権管理担当者へその旨を迅速かつ漏れなく連絡するよう周知するとともに、費用返還等の起案を行う際には債権管理担当者も合議者とするようにし、決裁後直ちに歳入調定がなされるよう改善を行った。 今後は、富山市会計規則に基づき適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 生活支援課
指 摘	富山市福祉事業所物価高騰対策支援金について、支援金支給決定通知書の文書番号は「富山市指令生支第〇号」とすべきところ、「富山市指令第〇号」としているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給決定通知書の文書番号の表記誤りについては、指摘を受けた以降に同様の通知を発出する際は、文書番号を「富山市指令生支第〇号」と表記し、適正に作成している。 今後も富山市文書取扱規程に基づき適正に処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 生活支援課
指 摘	日額と定められた附属機関（能登半島地震富山市災害義援金配分委員会）の委員報酬について、職務従事後10日以内に支払われていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	委員報酬の支払い期限について、指摘を受けた以降は職務従事後10日以内に支払いを行っている。 今後も特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 生活支援課
指 摘	富山市会計規則第64条において、前渡資金のうち常用の費用は前渡資金出納簿を備え、出納ごとに整理しなければならないとされているが、行旅病人・行旅死亡人取扱事業費における火葬場使用料について、前渡資金出納簿が作成されていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和7年度より、行旅病人・行旅死亡人取扱事業費における火葬場使用料についての前渡資金出納簿を作成した。 今後は富山市会計規則に基づき、作成した出納簿を用いて適切な処理・管理を図ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 生活支援課
指 摘	概算払された生活困窮者自立支援事業業務委託料について、精算による戻入れが生じた場合の返還金に係る返納通知書の返納期限は、通知書発行の日から10日以内とすべきところ、期限を指定せずに発行していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	定期監査以降は、概算払された生活困窮者自立支援事業業務委託料の精算による戻入れが生じた返還金について、返納期限を通知書発行日から10日以内の日を指定し、発行している。 今後も富山市会計規則に基づき適切に対応してまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 生活支援課
指 摘	行旅困窮者旅費について、実査の結果、次の誤りが見受けられ、現金の管理が適切に行われていなかったもので、改善を図られたい。 (ア) 金銭出納簿と保有金額の照合を怠っていたことにより、出納簿記載の残額と保有金額が一致していなかった。 (イ) 八尾行政サービスセンターで支給した旅費については、センターの金銭出納簿で管理しているが、誤って生活支援課の金銭出納簿にも記載していた。 (ウ) 生活支援課で支給した旅費について、実際の交通費が請求額よりも少なかったため500円を戻入れたが、その戻入れを出納簿に記載していなかった。 (エ) 上記(ウ)について、支給額変更にかかる決裁がされておらず、正しい金額の領収書の徴収もされていなかった。
措 置 状 況	(ア) 金銭出納簿と保有金額の照合については、旅費を支給する際に金額の一致を確認するとともに、毎日金銭出納簿と保有金額の照合を行ったうえで、月1回決裁を取ることとしている。 (イ) 各行政サービスセンターで金銭出納簿により管理している旅費については、本来生活支援課で取り扱う現金ではないことから、金銭出納簿に記載しないこととした。また、このことについて行旅困窮者旅費のマニュアルに明記した。 (ウ) 生活支援課が旅費を支給するにあたっては、実際の所要額に応じた請求額であるかをよく確認するとともに、戻入れを行う状況が発生した場合には金銭出納簿に記載することとした。また、このことについて行旅困窮者旅費のマニュアルに明記した。 (エ) 支給した旅費の誤りが判明した場合は、金額変更の決裁を取るとともに、過支給の際は返還を求めるとし、返還時に当課で領収書を発行することとした。 今後は、行旅困窮者旅費による事務をマニュアルに従って正確に行い、現金の管理を適切に行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 生活支援課
指 摘	災害応急作業等手当について、事務従事者が申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	該当する職員については、災害応急作業等手当の申請を行い、令和7年4月の給与支給で調整した。 今後同様の事例が発生した際は、庶務担当者が定期的に申請状況を確認し、富山市職員の給与に関する条例に基づき適切に対応してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 介護保険課
指 摘	領収した現金について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	領収した現金は即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込むよう、改めて課内で周知を行った。 今後は、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
福祉保健部 介護保険課
指 摘
婦中行政サービスセンターから管理換された物品（片袖机等）について、備品台帳に記載されていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況
令和6年3月に婦中行政サービスセンターから管理換された物品については、監査終了後、速やかに備品台帳に記載した。 今後は、物品の棚卸を定期的に行い、出納事務が完了した際には、即座に備品台帳に登録するとともに、富山市物品管理規則及び富山市物品取扱要領に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 介護保険課
指 摘	超過勤務手当の支給において、人事給与システムへの入力誤りにより過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	超過勤務手当の過小支給については、令和7年3月に職員課へ修正申請を行い、令和7年4月分支給給与にて調整を行った。 今後は、富山市職員の給与に関する条例及び富山市職員の給与に関する規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 介護保険課
指 摘	災害応急作業等手当について、事務従事者が申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	過小支給となっている職員については、令和7年3月に庶務事務システムにて災害応急作業等手当の申請を行い、令和7年4月分支給の給与にて調整を行った。 今後は、特殊勤務手当が発生する事務に従事した場合は、即座に申請入力することを課内で共有するとともに、富山市職員の給与に関する条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。